

◎新潟県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区宮口字内山423から428まで、428の1、428の2、429から433まで、433の子、433の丑、434から436まで、436の1、437から443まで、443の子、445、446の1から446の3まで、446の子、446の丑、447、448、448の子、448の丑、449、449の子、449の丑、452の1、461の2、469、字大林710の甲、711、711の1、711の2、714、718、722、723、727、728、728の子、728の丑、729、730、731の1、731の2、732の1から732の3まで、733から736まで、737の2、738から745まで、746の1から746の8まで、字徳道1038の甲、1038の乙、1040から1042まで、1042の子・1043合併、1044、1045

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）